

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業

公募要領

令和元年 8 月 13 日

厚生労働省医政局

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業 公募要領

1. 背景

我が国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、2020年に4,000万人、2030年には6,000万人の訪日外国人旅行者数を目標として観光先進国の実現を目指している。2018年には、訪日外国人旅行者数は3,119万人と著しく増加しており、今後、更なる訪日外国人の増加が見込まれる。

このような中、健康・医療戦略推進本部のもとに設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」において、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組を進めている。

また、平成31年4月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に基づき、全ての居住権において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしている。

今後も、日本の医療機関を受診する外国人患者が増加すると思われる中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者の受入体制を構築する必要がある。

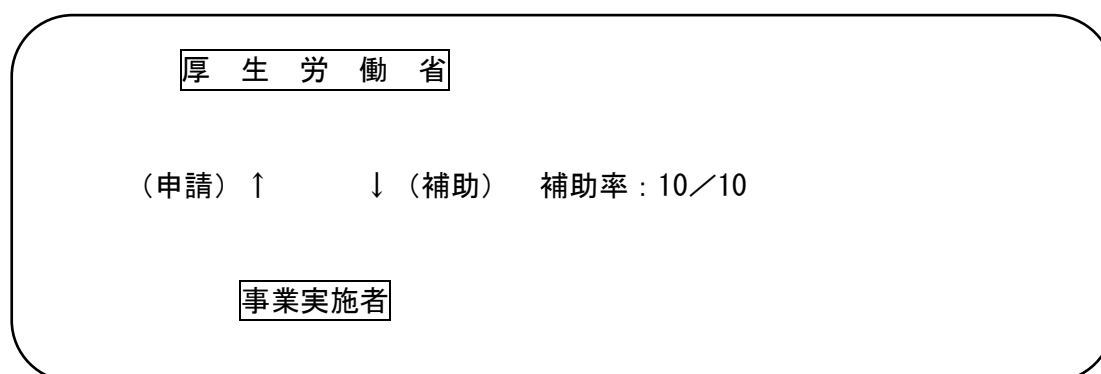
2. 事業目的

今後の外国人患者の受入れ体制の裾

野拡大を見据え、本事業では、更なる体制整備を効果的に行うため、関係者による議論の場の設置や、地域固有の実情や先進事例の把握等を行い、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築することを目的とする。なお、令和元年度は、特に在留外国人に関わるモデルの構築を目的とする。

本事業を実施する都道府県（以下、「事業実施者」という）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。

※ 参考：交付スキーム



3. 本事業で対象となる事業実施者

都道府県

4. 事業内容

以下に示す（１）～（４）の取組み等を通じて、地域において外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を整備するためのモデルを構築するために事業を行う。

（１）～（４）の事業は最低限実施する必要があるが、その他に外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制のモデルとなる取組みを追加して盛り込むことは可能とする。ただし、本事業における補助対象経費は後述の「６．補助額等」の通り。取組みを追加して実施する場合は、必ず事前に厚生労働省医政局総務課と相談すること。

（１）行政（消防を含む）や医療・多文化共生等の多分野の関係団体で構成される会議体を設置・定期的に開催し、外国人患者受入れ体制を整備するための関係者間の連携強化を図ること。

（具体的な例）

- ・ 都道府県において、行政（医療・消防（救急）・多文化共生等の部局）や多分野の関係団体（医療機関、都道府県医師会、病院団体・病院グループ、医療通訳関係団体、国際交流協会等）からなる会議等を設置・開催し、情報共有や意見交換を通じて連携の強化を図るとともに、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定する。

（２）外国人患者受入れ体制における地域の実態、課題、ニーズ等の地域固有の実情や先進事例を把握すること。

（具体的な例）

- ・ 外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況等について、地域にどのような実態、課題、ニーズがあるか、また、地域における先進事例について把握する。例えば、医療機関や関係団体等へのアンケート調査やヒアリング調査を行う。
- ・ 調査等を通じて得た情報を基に、地域における外国人患者受入れの実態や課題、ニーズ等を分析・整理する。
- ・ 各市区町村における施策の参考となるよう市区町村毎に整理し、市区町村関係者に提供する。

（３）外国人患者受入れ体制のモデル構築に資するよう、外国人患者受入れ体制に関する情報を医療機関、地域住民及び関係団体へ周知する等して活用すること。

（具体的な例）

- ・ （１）の会議体で策定した方針を市区町村や地域の医療・消防・多文化共生分野の関係団体、地域住民等に周知・共有する。
- ・ （２）で得た情報も活用しながら、医療機関に対して、地域における医療通訳や多言語資料等に関する情報を提供するほか、外国人に対して、外国人患者を受け入れることが可能な医療機関をパンフレットやインターネット等を通じて周知する。

なお、データの分析・活用方法については、必要に応じて厚生労働省と相談すること。

(4) 本事業における取組内容や成果を報告書（電子媒体でも可）としてまとめ、令和2年3月31日までに厚生労働省に提出すること。

5. 事業実施における留意点

事業の実施は、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況及び成果を逐次報告する必要がある。また、今後の外国人患者受入れ体制に係る施策立案のため、厚生労働省がデータ等の提供や調査への協力を依頼する場合がある。

6. 補助額等

(1) 補助対象

「4. 事業内容」の補助事業

(2) 補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な、職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、会議費、雑役務費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料（非常勤）、委託費（これら費用に関するもの）に限る。

(3) 補助金額

(1) に要する経費の10/10；上限1件当たり6,855千円

7. 採択件数（予定）

5件

8. 事業期間

事業者として選定された日から令和2年3月31日

9. 応募者の評価

(1) 評価の方法

事業実施者の採択については、厚生労働省医政局総務課において、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募者を事業実施者として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

①形式評価

応募者について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能とする)に対して対面もしくは電話にてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書面評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もある。なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものと見なす。

④最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に事業実施者を選定する。

(3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか(経験・能力・体制等)。
- ④ 事業企画内容が事業目的に合致しているか。
- ⑤ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ⑥ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容であるか。
- ⑦ 経験・能力・体制等を踏まえ事業のスケジュールが明確になっているか。
- ⑧ 地域の医療提供体制や外国人患者受入れ体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。
- ⑨ 事業実施に当たって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。
- ⑩ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募者に対して通知する。なお、補助金については、事業実施者選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになる。

10. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に8部提出すること。なお、そのうち6部は、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものとすること。また、記入漏れ等無いようにすること。

①「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業企画書」

企画書には、以下の(ア)～(キ)の項目を盛り込むこと。

(ア) 具体的な事業内容及びそのスケジュール

(イ) 事業スキーム図(事業実施内容を1枚のパワーポイント等で図や絵を交えながらまとめたもの)

(ウ) 本事業を実施する事業実施者の組織体制

(エ) 事業に係る費用積算(別添1)(類似様式の添付でも可)

(オ) 現在応募者にて実施している類似事業(あれば)の概要

(カ) 管下の医療機関における外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況

(キ) 外国人患者の受入れ体制に関する今後の方針

②その他必要な資料

(2) 応募方法

- ①提出方法 直接提出(持参)又は郵送とする。

②提出期限

(ア) 持参の場合 令和元年8月27日(火) 17時

(イ) 郵送の場合 令和元年8月27日(火) 必着(期限内の到着が確認できる方法を用いて郵送すること。)

※ いずれの場合においても、提出資料一式の電子データを8月27日(火) 17時までにメールにて提出すること。なお、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものと黒塗りしていないものそれぞれを提出すること。

(提出先メールアドレス) kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

③提出先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 医政局総務課医療国際展開推進室

※ 郵送の場合は、封筒の宛名面に「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」と朱書きにより、明記すること。

(3) 問い合わせ先

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel : 03-5253-1111 (内線4115、4108、4116)

Fax : 03-3501-2048

以上

地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
職員諸手当(非常勤)				
非常勤職員手当				
旅費				
諸謝金				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
社会保険料(非常勤)				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
委託費				